

日本ヤタガラス協会規約

(名称)

第1条 この会は、日本ヤタガラス協会(以下、「協会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協会の所在地は事務局次長の住所とする。

(目的)

第3条 協会は国内でのヤタガラス（八咫鳥）の情報交換を通じて認知度を高め、韓国三足鳥交流協会との連携を深めるとともに、東アジア世界の人々と文化・観光の交流推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 八咫鳥伝承の調査・研究
- (2) 八咫鳥情報の発信
- (3) 総会、講演会、研修会、各種イベントの開催
- (4) 韓国などとの相互交流事業
- (5) 関係団体とのどとの絡協調
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員資格等)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体（以下、「会員」という。）で構成する。

(入会)

第6条 協会の会員になろうとする個人及び団体は、入会申込書と会費を事務局に提出する。(電子媒体による申し込みも可能)

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができるほか、下記の事項を満たしたときは自動的に退会とする

- (1) 会費を3年以上納入しないとき
- (2) 本人が死亡したとき

(会費)

第8条 年会費1口1,000円とする

- (1) 個人会員は1口以上とする
- (2) 団体会員は10口以上とする

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

会 長

副会長

幹 事

顧 問

事務局長

事務局次長

監事

(役員を選出)

第10条 会長の選任は、役員会において行う。
副会長以下の役員は会長の指名とする。

(役員任期)

第11条 協会の役員任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

第12条 総会及び役員会は会長が招集する。
(1) 定期総会は、毎年1回これを招集し、臨時総会は、会長が必要と認めたため時これを招集する。
(2) 総会の議長は、会長が行うものとする。
(3) 役員会は、会長が必要と認めた時これを招集する。

(議決)

第13条 総会は、会員の2分の1以上が出席(委任状を含む)しなければこれを開催することができない。

(事業報告書及び決算)

第14条 毎事業年度終了後に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 協会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。